

長崎県事業継続支援給付金申請要領

(長崎県 産業政策課)

ア. 給付金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎市内の飲食店や遊興施設にお願いした営業時間短縮要請等により影響を受けて、事業収入が減少した県内中小事業者に対し、長崎県事業継続支援給付金を給付します。

2. 給付額

1事業者あたり最大20万円(事業収入減少額を上限)を給付します。

イ. 申請要件

給付金の申請をできる者は、次の1～4全ての要件を満たす中小事業者です。

1. 下記のいずれかに該当し、令和3年4月～6月のいずれかの月間事業収入(申請者が営む事業の全事業収入)が対2020年(又は対2019年)の同月比で50%以上減少していること

令和3年4月28日から6月7日の間、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)とした県の営業時間短縮要請に協力した長崎市内の飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること

令和3年4月25日から6月7日の間、長崎市内における外出自粛要請(長崎市との往来自粛)により直接的な影響を受けたこと

長崎市内に店舗等を有する運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、遊興施設(食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く)、物品販売業を営む店舗(1 2)、サービス業を営む店舗(1 2)であって、令和3年5月7日から6月7日の間、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)とし、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする県の営業時間短縮要請に協力したこと

1 1,000 m²超

2 生活必需品のものを除く

2. 令和3年4月24日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は住民票上の住所が、長崎市以外の長崎県内にあること

3. 長崎市営業時間短縮要請協力金(令和3年度・第1期から第3期までいずれも)、及び県の事業継続にかかる支援金のいずれも受給していない(しない)こと

4. 令和3年3月31日以前から、事業を営んでいること

ウ.申請手続き等

1. 給付金の申請受付期間

令和3年6月28日(月)から令和3年9月30日(木)まで 消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】

長崎県事業継続支援給付金申請書(様式第1号)

誓約書兼同意書(様式第2号)

2020年の確定申告書の控えの写し

事業収入を2019年分と比較する場合は2019年の確定申告書の控えの写し

2020年又は2019年の月間事業収入が確認できる書類(下記参照)

法人:法人事業概況説明書の写し

個人:所得税青色申告決算書又は事業収入が確認できる帳簿等の写し

2020年又は2019年いずれかのみと比較する場合はその年度、両方の年度と比較する場合は両方の年度の書類が必要です

2021年4月～6月の月間事業収入が確認できる帳簿等の写し

営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類

振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し

運転免許証など、本人を確認できるものの写し 個人事業主の場合のみ

チェック後の申請書類チェックシート

3. 給付金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法(場所)で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- 県ホームページ
- 長崎県産業政策課(本庁5F)、県振興局、県内各市町(長崎市を除く)、諫早商工会議所、諫早市商工会、西海市商工会、西そのぎ商工会、中小企業団体中央会の窓口

4. 申請方法

以下に示す申請先あてに郵送してください。なお、郵送の場合は、「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法をお願いします。

【申請先】 〒850-8691 長崎中央郵便局 私書箱 31号

長崎県事業継続支援給付金申請受付センター 宛

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、給付金を支払うことで通知に代えます。

審査の結果、申請額と給付額が異なる場合があります。

審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

エ. その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート(全2ページ)」をよく確認し、記入・添付の上申請して下さい。
2. 新規開業者(2019.1.1 から 2021.3.31 までの開業者)の注意点は下記の通りです。

【添付書類について】

チェックリスト「2020年(または2019年)同月の月間事業収入が確認できる書類」は、「開業年の年間事業収入が確認できる書類」と読み替えて提出すること

設立(開業)日が2019年1月から2021年3月までであることを証明する書類(履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書など)を追加で提出すること

【給付金申請額の計算について】

2019年1月1日～2020年12月31日までに開業した事業者

「開業した年の年間事業収入 ÷ 開業した年の設立後月数(1)」

「2021年4月～6月いずれかの月の月間事業収入」

1: 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなす

2021年1月1日～2021年3月31日までに開業した事業者

「2021年1～3月の事業収入合計 ÷ 開業した月から2021年3月までの月数(2)」

「2021年4月～6月いずれかの月の月間事業収入」

2: 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなす

3. 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付金の支給決定を取消し、給付金を全額返還いただくとともに、給付金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
4. 申請内容に不正があった場合には、給付金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
5. 申請者と給付金受給口座名義人が一致しない場合、委任状(任意様式)を提出して下さい。

【お問い合わせ】

長崎県事業継続支援給付金コールセンター 050-8881-8751

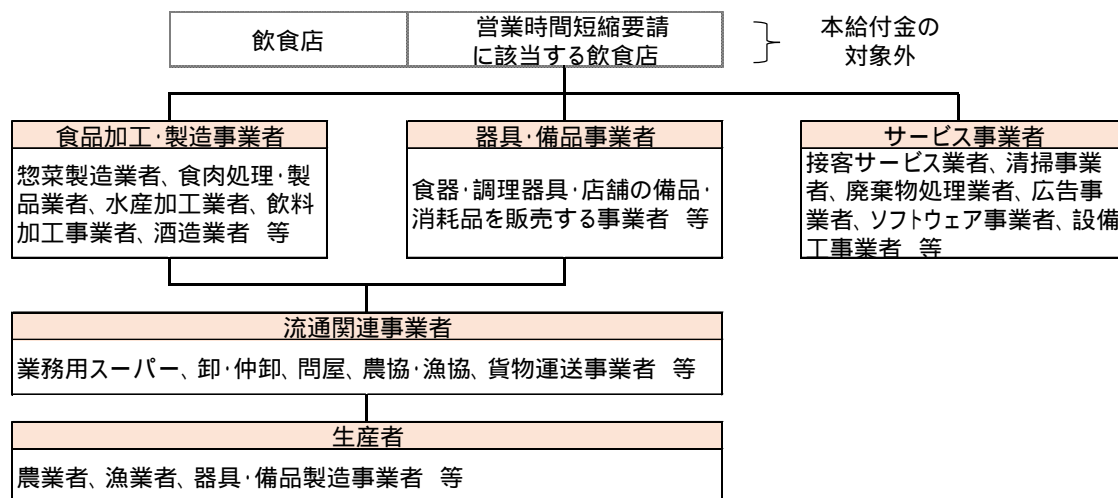
開設時間 令和3年6月24日(木)～令和3年10月5日(火)の9時00分～17時00分

(土日祝日を除く)

【参考】想定される対象事業者の例

県の営業時間短縮要請に応じた飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること

< 該当する事業者の例 >



長崎市における不要不急の外出自粛要請による直接的な影響を受けたこと

< 該当する事業者の例 >

| | |
|---------|--|
| 飲食事業者 | 昼間のみ営業しているなど、営業時間短縮要請を受けていない飲食店 |
| 旅行関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者：ホテル、旅館、簡易宿所、下宿 等 ・旅客運送事業者：タクシー、バス 等 ・自動車賃貸業 ・旅行代理店事業者 ・文化・娯楽サービス事業者：博物館、動物園、水族館、公園、公衆浴場、興業場 等 ・小売事業者：土産物店 等 |
| その他事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化・娯楽サービス事業者 映画館、カラオケ、スポーツ施設（フィットネスクラブ、ボウリング場、ゴルフ場等）、遊戯場（ゲームセンター、パチンコ等） 等 ・小売事業者 スーパー、コンビニエンスストア、食料品販売店、酒屋、菓子・パン等販売店、雑貨店、金物店、文房具店、本屋、電気製品販売店、自動車販売店、衣服・靴・履物等販売店、アパレルショップ、花屋、ドラッグストア、ホームセンター、ガソリンスタンド 等 ・対人サービス事業者 病院・診療所、旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容室、クリーニング店、写真屋、自動車整備業、機械等修理業、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、冠婚葬祭業（結婚式場等）、運転代行業、保険・保険サービス業、公認会計士事務所、法律事務所、行政書士事務所、警備業、通所サービス、在宅サービス、保育所、学習塾、音楽・書道・そろばん教室等、家事代行サービス、職業紹介業、労働者派遣業 等 |

長崎市内において、営業時間の短縮や、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする要請に協力したこと

< 該当する事業者の例 >

| | |
|--|--|
| 下記の対象施設を運営している事業者 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館または演芸場 ・集会場または公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・遊興施設（食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超） 生活必需のものを除く ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超） 生活必需のものを除く |